

# 国際陶磁器フェスティバル美濃 企業等協賛に関するガイドライン

## 1.趣旨

3年に1度開催している国際陶磁器フェスティバル美濃(以下「フェスティバル」という。)の趣旨に賛同いただける、個人、法人、その他団体(以下「企業等」という。)を募集するためにガイドラインを策定するもの。

## 2.定義

このガイドラインにおいて、次の項目の意義は、当該各項目に定めるところによる。

- ① 協賛 フェスティバルの趣旨に賛同した企業等が資金、物品、その他を国際陶磁器フェスティバル美濃実行委員会に提供することをいう。
- ② 協賛金 フェスティバルの趣旨に賛同した企業等から提供していただいた資金をいう。原則1万円を1口とする。
- ③ 協賛品 フェスティバルの趣旨に賛同した企業から提供していただいた物品をいう。
- ④ その他の協賛品 ②、③の他、フェスティバルの趣旨に賛同した企業等から提供していただいた広告媒体等で国際陶磁器フェスティバル美濃実行委員会会長(以下「実行委員会会長」という。)が特に認めるものをいう。
- ⑤ 申込書 別記様式第1号国際陶磁器フェスティバル美濃企業等協賛申込書をいう。
- ⑥ 申込者 申込書を提出した企業等をいう。
- ⑦ 受理書 別記様式第2号国際陶磁器フェスティバル美濃企業等協賛申込受理書をいう。
- ⑧ 協賛者 受理書の通知を受けた申込者をいう。

## 3.協賛金、協賛品の使途

協賛金、協賛品は、その全てをフェスティバルの運営に使用し、目的外には一切使用しないものとする。

## 4.協賛の募集

- (1)実行委員会会長はフェスティバルの開催回毎に協賛の募集を行うものとする。
- (2)協賛者の身分は、受理書の通知があった日から当該開催回の最終日までに関り有効とする。

## 5.協賛の申込等

- (1)協賛を行おうとする企業等は、あらかじめ申込書を実行委員会会長に提出するものとする。
- (2)実行委員会会長は申込書の提出があった場合は、9.協賛の不受理のいずれかに該当すると認められる場合を除き、速やかに受理するとともに、申込者に対し受理書により受理した旨を通知するものとする。

## 6.協賛金の振込等

- (1)協賛金の協賛者は、原則として実行委員会会長が指定する金融機関の口座に振込みの方法により、協賛金を一括して納付するものとする。ただし、あらかじめ実行委員会会長の承認を得た場合は、協賛金を分割して納付することができるものとする。
- (2)協賛金の領収書は、原則として金融機関が発行する振込金受取書で代えるものとする。ただし、実行委員会会長は、協賛者の希望により、協賛金の領収書を発行することができるものとする。

## 7.協賛品の納入等

- (1)協賛品の品目等は、別表1に定める「協賛品の例示」によるものとし、協賛者は、実行委員会会長が指定する方法により、協賛品を納めるものとする。
- (2)その他の協賛品の協賛者は、内容の詳細について事前に実行委員会会長と協議し、広報又はPRを実施するものとする。また、実施した際は、実施実績を報告するものとする。

- (3)複数の申込者から同一の協賛品の申込があり、かつ、必要数以上となった場合には、申込順に受理するものとし、必要数に達した以後は、受理しないものとする。
- (4)実行委員会会長は、協賛品又はその他の協賛品の提供を受けた際は受領書を発行するものとする。

## 8.協賛者の特典

協賛者の特典は、別表2「協賛者特典一覧」のとおりとする。なお、協賛品又はその他の協賛品の協賛者の特典は、実行委員会会長が協賛の内容から換算した金額により別表2の区分に応じ判断するものとする。

## 9.協賛の不受理

実行委員会会長は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨通知するものとする。

### (1)特定の団体等

特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は実行委員会を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れのある者

### (2)暴力団等

ア.暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ.暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ.役員等(法人にあっては役員及び使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者(営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。以下同じ。))をいう。))を、法人以外の団体にあっては代表者、理事、その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。))が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体(以下この条において「法人等」という。))

エ.役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等

オ.役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。))を利用している個人又は法人等

カ.役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人等

キ.役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等

ク.役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

### (3)その他

ア.国際陶磁器フェスティバル美濃実行委員会について、品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げる恐れのある者

イ.その他法令又は公序良俗に反する者など実行委員会会長が不相当と判断する者

## 10.協賛の取り消し

実行委員会会長は、協賛者が、その後、9.協賛の不受理のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知するとともに、原則として、協賛金及び協賛品を返戻する。また、協賛者の特典は、可能な限り取り消すものとする。

## 附則

このガイドランは、令和6年2月7日から施行する。

別表1

## 協賛品の例示

国際陶磁器フェスティバル美濃企業等協賛に関するガイドラインによる「協賛品の例示」は次のとおりとする。

1	<p>広報活動で使用する物品及び広告媒体</p> <p>(1) ノベルティグッズ  (2) 新聞、雑誌等広報スペース  (3) カウントダウンボード、懸垂幕、横断幕、のぼり  (4) テレビ、ラジオCMの制作・放送  (5) 電車、バス、駅等公共機関等への広告掲出</p>
2	<p>招待者に配布する物品</p> <p>(1) 配布物入れ紙バッグ  (2) 手荷物検査用ビニールバッグ  (3) ボールペン  (4) クリアファイル  (5) ポケットティッシュ</p>
3	<p>式典、リハーサル等で使用する物品</p> <p>(1) 飲料水  (2) 無線機または携帯電話、スマートフォン、タブレット端末</p>
4	<p>スタッフジャンパー、帽子</p>
5	<p>広報活動用車両(実行委員会で広報活動等に使用する車両。貸与を含む。)</p>
6	<p>その他フェスティバルの実施に要する物品</p>
<p><b>【留意事項】</b></p> <p>1 実行委員会で、協賛品の色、規格、デザイン等を指定するものとする。  2 協賛者は、協賛品に企業・団体名称を表示することができる。また、文字サイズ、表示方法等は実行委員会と協議すること。</p>	

別表2

## 協賛者特典一覧

区分			50万円 以上	30万円 ～ 49万円	20万円 ～ 29万円	10万円 ～ 19万円	5万円 ～ 9万円	1万円 ～ 4万円
1	PRポスター	協賛者ロゴ	○	—	—	—	—	—
	PRリーフレット への掲載	協賛者名、 ロゴ等	○	—	—	—	—	—
		協賛者名のみ	—	○	○	○	○	—
	PRガイドブック への掲載	協賛者名、 ロゴ等	○	○	○	○	—	—
		協賛者名のみ	—	—	—	—	○	○
	2	実行委員会 公式ホームページ への掲載	協賛者名、 ロゴ等	○	○	○	—	—
協賛者名のみ			—	—	—	○	○	—
協賛 HP に リンク			○	○	○	○	○	—

※ 実行委員会会長は、上記に限らず開催回毎の事情に照らし、協賛者に対して特典を付与することができる。

## 【留意事項】

- 特典一覧の1～2の掲載順位は、協賛金額の高い順とし、同額の場合には、五十音順に掲載します。
- 各特典掲載の為に使用するロゴ等は実行委員会が指定する規格での提供をお願いします。